児　童　福　祉　施　設　廃　止（休　止）届

年　　月　　日

　　　千葉県知事　　　　　様

市町村長

　児童福祉施設を廃止（休止）するので、児童福祉法第35条第11項の規定により、次のとおり届け出ます。

１　施設名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（定員　　　　名）

２　廃止（休止）の理由

３　廃止の期日又は休止の予定期間

４　入所させている者の処置

５　職員の処置

６　施設の処分方法

添付書類

廃止（休止）の承認を経たことを証する書面

注

１　廃止（休止）の理由は、詳細かつ具体的に記載すること。

２　廃止（休止）する施設が国庫等の補助を受けている場合は、補助事業の名称、取得年月日及び金額を併せて記載すること。